



「更正の予知」で納税者勝訴!

国税通則法第65条5項では、修正申告書の提出が、調査があったことによりその国税について「更正があるべきことを予知してされたものでないときは、」過少申告加算税を課さないとしています。

今回は、更正の予知があって相続税の修正申告したものではない、とする納税者の主張を認めた地裁の判断を、高裁も詳細に事実認定を行って支持し、納税者勝訴となった事例を紹介します。この判決文は、TAINS会員からのご提供により早くも紹介できるものです（平成12年11月17日大阪高裁）。

■第一審原告Aは夫の遺産を相続し、次表のとおり申告期限内に申告した後、修正申告書を提出したところ、過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、この処分の取消しを求めて争いました。

	年月日	課税価格	納付すべき税額	申告期限までに納付すべき税額
① 当初申告	7.10.24	4億5802万5000円	221万6500円	0円(農地に関する納税猶予適用)
② 修正申告	9.07.10	4億5802万5000円	3054万8500円	0円(上記特例適用)
③ ②に対し賦課決定	9.07.14		過少申告加算税額 413万8500円	
④ 第1次更正処分	//	5億3961万5000円	3837万4500円	215万6200円(上記特例適用)
④に対し賦課決定	//		過少申告加算税額 117万3000円(③と計で531万1500円)	
⑤ 第2次更正処分	10.01.05	4億7820万円	2997万2600円	0円(上記特例適用)
賦課決定	//		過少申告加算税額 405万1500円	

平成9年4月21日、課税庁職員は顧問税理士K立会いのもと、Aに質問調査をし、申告漏れの土地があることを指摘しました。同日夜K税理士は、基礎控除額の計算誤りを発見しました。この計算誤りにより、Aの納付すべき税額は増額しますが、農地に関する納税猶予の特例を受けるため、申告期限までに納付すべき税額は0となり、他の相続人の相続税額がその分過大納付になっていることが判りました。

◎K税理士は、他の相続人の更正の請求期限が既に過ぎているため、基礎控除額の計算誤りを課税庁職員に申し出ると共に、Aについて、その誤りを是正した修正申告をするので、他の相続人に対し、過大申告分の税額全額を職権で還付してくれるよう申し出ました。この修正申告の申出をした5月15日以前に課税庁職員から基礎控除額の計算誤りの指摘はありませんでした。

◎これに対し、課税庁職員は、申告漏れによる課税価格の増額更正と、基礎控除の計算誤りによる過大申告分の還付とを同時に処理する方針を明らかにしました。

K税理士は、課税価格の増額により、還付額が減殺されてしまうことを恐れ、まず、基礎控除の計算誤りの是正による更正をして他の相続人に過大納付額の全額を還付した後、申告漏れ財産の加算による課税価格の増額更正をすべきであり、課税価格についても当初

申告財産に広大地評価等の適用が可能であるので、申告漏れ財産を加算しても課税価格の増額には直ちに結びつかないことを主張しました。

しかし、課税庁職員は広大地の適用はできないので、課税価格の増額の修正申告と、基礎控除額の修正を同時にするとよう強くしようようし、交渉が決裂した後に行った②の基礎控除額のみの修正申告に対し、④のとおり、同時処理による第1次更正処分と③④のとおりの過少申告加算税の賦課決定処分をし、その後課税価格の増額は誤りであったとして、⑤のとおりの第2次更正処分を行いました。

◎裁判所は、ア)修正申告における納付すべき税額は、第2次更正処分のそれを上回り、申告漏れの指摘は納付すべき税額の増額に反映されていない、イ)修正申告書の提出は、形式的には、課税庁が主張する更正に至ることが客観的に相当程度の確実性をもって認められる時期より後にされているとしても、計算誤りを発見して直ちに自発的に申し立てていた、ウ)申告が2か月以上遅れたのは、他の相続人の過大納付額の全額還付を求めるためである、として、「更正を予知してなされたものでないとき」に該当すると判断し、過少申告加算税賦課決定処分を取り消しました。

(資料提供 税法データベース編集室)